

お知らせ

新型コロナウイルス感染予防のための当健康保険組合の対応について

平素は当健康保険組合の事業運営にご協力をいただき有難うございます。

令和2年5月25日に新型コロナウイルス感染に係る「緊急事態宣言」が解除されましたが、当健康保険組合としましては、新型コロナウイルス感染予防のため、引き続き、本支部職員の時差勤務体制等を実施してまいりますので、加入者の皆さまのご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、業務につきましては下記のとおり取り扱うことと致します。

記

- 感染予防のため窓口へのご来所はご遠慮ください。
- 時差出勤体制等に伴い電話対応時間については午前9時から午後3時までといたします。
- 被保険者証等の交付業務に遅延が発生することが想定されます。
- 傷病手当金等の支払いについてもお時間を要します。なお、お支払いについては支給決定通知書にてご確認ください。

令和2年5月26日

全国外食産業ジェフ健康保険組合